

職工扶助規則

一、此規則で怪我とか、病氣とか、死亡とか云ふのは、重い過でなく自分の言付けられた仕事の爲め怪我をしたり又は病氣になつたり又は死だじぶんの事を云ふのであります。

二、職工が怪我をしたり、病氣となつたり又は死だときは會社から此規則に依て色々の手當を致します。

三、怪我や病氣や死亡が職工の重い過であるか無いか又は言付けられた仕事の爲めであるか無いかは、色々の事柄を調べて會社の方で極めます、然し此の極め方につひて事の起つたときは役所で極める事になります。

四、職工が怪我をしたり、病氣となつたり又は死んだ時は、守衛が夫々の手續をします故直に誰からでも守衛迄申し出らるゝ事。

五、職工が怪我をしたり又は病氣になつた時は、會社の費用で療治を受ける事が出来ます、然し醫者の方で外の病院、醫者又は外の土地へ行きて療治をする必要があるとして證明書を出した時か又は止を得ない事柄ありと會社で認めた時は、會社の方で極めた療治に必要な費用を會社から貰ふて醫者の證明に依る療治をすることが出来ます、而して其費用の事に付て事の起つたときは役所で極める事になります。

六、職工此規則に依りて療治中仕事が出来ないで賃金を採る事が出来ない時は、三月迄は賃金の半分、四月目からは賃金の三つ一つを會社から貰ふ事が出来る故、其療治を受けてゐる病院か又は醫者から仕事をすることを出来ないといふ診断書を貰つて會社の守衛長へ御出しなさい、但し色々の事柄で會社へ出る事が出来ない事が明に會社の方に明つてるときは診断書はいりません。

療治を初めてから三年立つても未だ癒らないときは療治を初めたときの賃金の百七十日分を會社から其職工に拂渡して會社の費用とする療治と今迄の賃金の支拂を止めることが出来ます。

七、職工が死だとき又は病氣、怪我が癒つても以前の通にならないときは會社は左の通り手當を支拂ひます。

- 一、死んだとき
 - 遺族扶助料 賃金 貳百日分
 - 葬祭料 金 拾五圓
- 二、一生自分局の達せぬもの
 - 扶助料 賃金 百七拾日分
- 三、一生仕事の出来ぬもの
 - 扶助料 賃金 百五拾日分